

地域未来投資促進法に基づく 地域経済牽引事業に対する支援制度 活用にあたっての留意事項

(令和6年10月改定)

地域未来投資促進法の概要

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）に対し、減税等の支援措置を設けます。

主な支援措置（法人税・所得税の減税）

① 減税の対象・内容

1. 機械・装置等：40%特別償却、又は4%税額控除
上乗せ要件(※1)を満たす場合：50%特別償却、又は5%税額控除
さらに特定中堅企業枠(※2)を満たす場合：50%特別償却、又は6%税額控除
※1 直近の付加価値額増加率が8%以上等の要件あり（サプライチェーン類型は対象外）
※2 「賃金水準・成長意欲が高い中堅企業」で投資額10億円以上等、複数の要件あり
2. 建物・付帯設備等：20%特別償却、又は2%税額控除

② 限度額、完成期限等

1. 減税の対象資産の取得価額の合計額は、80億円が上限
2. 税額控除は、法人税額・所得税額の20%が上限
3. 特別償却は翌事業年度に繰越し可能ですが、税額控除は繰越し不可
4. 2025（令和7）年3月末までに供用を開始する資産が対象
5. 地域未来投資促進税制を受けるには、県による事業計画の承認、国による先進性確認に加え、税務署に申告を行う必要あり
6. 中古品は支援措置の対象外。対象資産を貸付の用に供する場合も対象外。
7. （法人税法上の）大企業は別途要件あり

その他の支援措置

① 固定資産税の減免（土地・家屋・構築物）

1. 設備投資を行う事業所が立地する市町が減免制度を有する場合
（対象市町：松阪市、木曽岬町、多気町）
2. 取得価額要件：農林漁業関連業種5,000万円、その他の業種1億円
3. 県による事業計画の承認、国による先進性確認を受けることが必要

② 工場立地法の緑地面積率の緩和

対象：松阪市（西野工業団地）、桑名市（旧多度町の工業団地の一部）

③ 特許料等の減免、中小企業信用保険等の特例

対象：中小企業（地域未来投資促進法第2条第3項により規定）

<お問合せ先、地域経済牽引事業計画の申請先>

〒514-8570 三重県津市広明町1-3 三重県雇用経済部企業誘致推進課 TEL059-224-2819
<http://www.pref.mie.lg.jp/KIGYORI/HP/p0013000013.htm> ※手続き・様式等を掲載しています

地域経済牽引事業計画の申請、承認基準

① 地域経済牽引事業計画の承認申請書の提出

承認申請書に事業内容等を記載し、県に提出すること

※添付書類：定款、直近2事業年度の決算書類・事業報告

② 県による承認の要件

1. 県基本計画「地域の特性及びその活用戦略(7分野)」の事業であること
2. 事業計画の実施期間が、5年以内であること
3. 事業実施前年度と計画最終年度を比較し、付加価値増加額が5,447万円を超えること（付加価値額＝営業利益＋給与総額＋租税公課）
4. 次のいずれかの経済的効果が見込まれること
 - ・ 県内事業者間の取引額が牽引事業開始年度と比べて8.8%増加
 - ・ 売上が牽引事業開始年度と比べて8.8%増加
 - ・ 雇用者数が牽引事業開始年度と比べて2%増加
 - ・ 給与支払額等が牽引事業開始年度と比べて7%増加

③ 留意事項

1. 付加価値額、経済的効果は、事業者全体でなく当該計画によるもの
2. 工事を伴う施設（設備含む）の着工、及び施設（建物・設備等）の取得の前に、計画の承認が必要

国による先進性の確認（法人税等の減税、固定資産税の減免）

① 先進性を有すること(A～Dのいずれか)

A 開発又は生産する製品の先進性 B 開発又は提供する役務の先進性
C 商品の生産又は販売の方式の先進性 D 役務の提供の方式の先進性

② 投資収益率、労働生産性の伸び率、サプライチェーン類型の指標

1. ①のA・Bは投資収益率の平均値が5%以上見込まれること
2. ①のC・Dは労働生産性の伸び率の幾何平均値が4%以上見込まれること
3. 地域における強靱な産業基盤の整備に特に資すると見込まれること（サプライチェーン類型）

※上記3指標の計算方法については、経済産業省HPを参照

※事業者全体でなく、申請する投資計画によるもの

③ 投資額等に関する基準（次の全てを満たすこと）

1. 対象事業の売上高伸び率（%）が、過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率（%）に5%を加えた伸び率以上であること
2. 総投資額が2,000万円以上であること
3. 前年度の減価償却費の20%以上の投資額であること

※連結財務諸表を作成する親会社及び連結子会社については、連結財務諸表で計算

<以下、過去に先進性の確認を受けている場合>

4. 確認申請時に旧計画の実施期間が終了していること
5. 旧計画の労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上であったこと

④ 留意事項

1. 国の確認前に、取得した施設（建物・設備等）は、法人税等の減税、固定資産税の減免の対象外
2. 国による先進性の確認のスケジュールは、経済産業省HPを参照